

対人地雷禁止条約第3回検討会議
ハイレベル・セッションにおける我が国代表団長スピーチ（案）

エンリケ・バンゼ第3回検討会議議長（モザンビーク外務副大臣）、
アストリッド・ベルギー王女殿下、
ミルアド・ヨルダン王子殿下、

ご列席の皆様、

この度は、本会議でリーダーシップを発揮されているバンゼ議長、並びに温かく迎えて下さったモザンビーク政府及び国民の皆様にご心から感謝申し上げます。

対人地雷禁止条約は、発効から今年で15年目を迎えました。1999年当時、世界でも最も深刻な地雷問題を抱えていた国のひとつとされ、第1回締約国会議を開催したモザンビークの地に再び集まり、条約の歩みと課題について議論することは、極めて意義が深いことです。この会議のホストであるモザンビーク自身が、これまで、高いオーナーシップを発揮して地雷除去に取り組み、今や、2014年末までに除去を終わらせるという目標を達成する目前にあることを、長年のパートナーとして、心からお祝い申し上げます。我が国は、モザンビークとのパートナーシップの象徴として、会議開催費用として15万ドル相当の支援を決定し、このたびの会議の成功に貢献できることを嬉しく思います。

議長、

これまで条約は素晴らしい成果を上げてきた一方で、今後の課題もございます。まず、条約の締約国数は、161か国に達しています。しかし、地雷の大量保有国・大量生産国が未だ条約を締結しておりません。特に、アジア大洋州地域においては、条約の普遍化が遅れており、一層の締結の拡大を呼びかけていく必要があります。

地雷除去については、現在、約30の締約国において地雷の除去が完了しました。しかし、ほぼ同数の締約国が、期限を延長しながら引き続き除去作業に取り組んでいます。

地雷被害者については、報告されている年間被害者数は減ってきております。他方で、被害者の方が負う障害は生涯続きます。被害者の方々が、完全に、平等に、そして効果的に社会に参画できるよう、更なる努力が必要です。残された課題をいかにして乗り越えていくか、我々の決意が試されています。

議長、

対人地雷は、人々の生命、生活、尊厳に対して脅威をもたらします。一般市民に対し無差別な被害を与え、復興と開発の大きな障害となります。洪水等の災害によって、予期せぬところに地雷が移動し、近隣住民を危険にさらします。治安の不安定な地域では、非国家主体による悪用も懸念されています。

対人地雷がもたらす様々な問題に対処し、人間の安全保障を確保する観点から、我が国は地雷対策支援を活発に行ってきました。１９９８年以降、５０か国及び地域に対し、総額約５億８２００万ドルの支援を供与してまいりました。我が国は、厳しい財政状況に直面しておりますが、過去５年間を通じて総額約２億ドルを超える支援を実施できたのは、地雷問題への対応が重要と考えているからです。

議長、

我が国は、２００９年の第２回検討会議において、支援の方向性として、３つのアプローチを表明しました。第一に、被害国や被害者とのパートナーシップ重視、第二に、産・官・学・民一体の地雷問題への取組、第三に、地雷対策と被害地域の開発の包括的アプローチです。

モザンビークでの例をあげますと、モザンビーク政府、ＩＮＤ（国家地雷除去院）及びＵＮＤＰ、ＮＧＯ等とパートナーシップを構築して連携しました。また、日本の民間企業は、ＣＳＲの一環として、独自に現地でＮＧＯの地雷除去活動を支援しています。更に、我が国が供与した２台の日本製地雷除去機は、除去活動の加速化に貢献しています。地雷除去作業が行われた跡地は、野菜栽培や家畜飼育のために整備され、開発に有効活用されています。また、モザンビークが条約の履行期限達成を果たせるよう、追加的に約３９万ドルの資金供与を決定し、最後の１マイルの道のりを共に歩んで参ります。

今後は、前述の３つのアプローチも踏まえ、それを更に発展させる形で、次の３つのアプローチに重点を置いて支援を継続します。

第一に、深刻な地雷・不発弾被害を受けている国の除去活動を継続的に支援します。現在、約３０か国が地雷除去に取り組んでおり、中には広大な地雷埋設地を抱えている国もあります。「マプト＋１５宣言」案には、政治目標として、２０２５年までの除去完了目標が謳われています。こうしたことを念頭に、我が国は、今後も、地雷・不発弾の深刻な被害を受けている国の除去活動を支援してまいります。

第二に、地域協力・南南協力を推進します。我が国は、長年、能力構築支援を行ってきたカンボジアの地雷対策センター（ＣＭＡＣ）と、コロンビア、ラオス、アンゴラの地雷対策機関との間で２０１０年以降、南南協力事業を実施してきております。同じ問題を抱える国同士が、自国内の地雷を撲滅していくという共通の目的を持って、経験と情報を共

有するプロジェクトです。お互いに良い刺激を与え、モチベーションの向上に繋がっているという報告を受けております。地域協力については、アフリカのベナン地雷・不発弾処理訓練センター（CPADD）、また、カンボジアに新設されることとなったASEAN地雷対策センター（ARMAC）等が地域の地雷対策を促進することを期待します。こうした我が国の南南協力・地域協力支援の取組につき、本会議のサイドイベントとして紹介させて頂いたところです。

第三に、地雷・不発弾の被害者に対する包括的な被害者支援を行っていきます。被害者支援は、被害直後の応急措置から、リハビリテーション、社会参加のための職業訓練等様々なステージにおいて対応が必要です。我が国はコロンビアと、過去5年間に、応急措置からリハビリテーションに至る被害者支援事業を行いました。今後さらに数年間をかけて、地雷被害者を含め、紛争に起因する障害者の社会統合を目指す「ソーシャル・インクルージョン・プロジェクト」を実施することになっています。このように、初期の応急措置から社会参加に至るまでの包括的な支援を行っていくことが重要と考えております。

議長、

早期に条約の義務を履行するためには、締約国のオーナーシップが非常に重要だということもつけ加えたいと思います。我が国は、今後も、対人地雷によって引き起こされる苦痛や犠牲を終わらせることを目指して被害国及び国際社会と協力して参ります。

最後に、この条約に根ざしている協力精神、そして、締約国の強い願いが反映されたマプト+15宣言案をはじめとした成果文書案の採択を強く支持致します。

ご静聴有難うございました。